

プレスレットで運氣上昇？

人は生きていく上で、誰もが悩みや不安を抱えているものですが、次々と不運に見舞われるとついつい心にスキができてしまいます。こんな人の弱みにつけこんで、暗躍するのがいわゆる「開運商法」「靈感商法」と呼ばれる悪質商法です。こうした商法に傾倒し高額な費用を支払わされるなどさらに不運にならないよう手口をよく知っておくことが必要です。

事例 1

運氣をアップしたいと思い、インターネットで検索したプレスレットを購入するため業者に電話した。インターネットでは2万円程度だったが「あなたのために当社契約の先生に気に入ってもらおう。」と言われ、指示通り50万円を振り込んだ。しかし、インターネットに詐欺会社だという投稿があり、不審に思ったため解約の電話をしたところ、「あなたのために特別に気に入れたモノだから解約できない」と語気強く言われた。解約のうえ返金してほしい。

(50歳 女性)

事例 2

雑誌を見て幸運のプレスレットを2万円で購入。効果もなく返金を申し出たところ「あなたに悪いものがついている」と言われ、82万円で除霊を受けた。業者と連絡不能となっているが、何とか返金してもらえないか。(34歳 女性)

事例 3

「20万円の開運プレスレットが今なら無料」という広告を見て申し込んだが、祈祷代が必要と言われ1万5千円払いプレスレットを受け取った。後日業者から200万円の開運プレスレットの勧誘を受け断ると30万円にまけると言われつい購入してしまった。保証書には「願いがかなわなければ返品する」とある。その後も500万円の祈祷サービスの勧誘を受けたが不審。願いもかなわないので解約したい。(44歳 女性)

アドバイス

消費者から電話をかけた場合であっても、不意打ち的に業者から勧誘を受けた場合は、電話勧誘販売にあたり、クーリング・オフが可能です。効果がなければ返金すると書かれていても業者は応じず、弱みをにぎられ、さらに高額な契約を結ばされるというケースもあります。お金で幸運が買える筈はありません。一度電話を切って冷静によく考えましょう。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は 058-277-1003 です。

(開設時間：平日 8：30～17：00)

土曜日は電話相談（9：00～17：00）のみ受付。

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

(H24. 8. 28 岐阜新聞掲載)

開運商法に関する相談状況(平成21年～23年)

